

平成22年4月8日

●●●● 殿

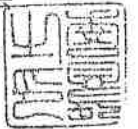
勸告書

福岡県弁護士会

会長 市丸 信敏

福岡県弁護士会人権擁護委員会

委員長 前田 恒善



この度、福岡県立大学に在職していた元●●●学部教授●●●●●氏（以下、「申立人」という。）から当会に対してなされた人権救済の申立に係る案件について、当会の人権擁護委員会で調査・検討を行った結果に基づき、貴殿に対して、下記の通り勸告いたします。

なお、本勸告をなすこととした理由は、別紙「勸告の理由」に記載したとおりです。

勸告の趣旨

貴殿には、1)平成15年4月8日、申立人が学生に対して行っていたオリエンテーションへの再三の介入行為、2)平成15年5月16日、ラテフ（科研申請書式）に関連して申立人を馬鹿にした内容のメールを●●●学部の全教員へ送信した行為、3)平成15年6月頃、申立人が貴殿の講座に所属する講師を●●●委員会の業務のために呼び出したことに関して、申立人に対して再三にわたり抗議した行為、4)平成15年9月頃の共有備品リストの件に関して、申立人に対して「殺人もしかねない。」及び「あらゆる役職から下ろすべき。」と発言した行為、及び、5)平成15年12

月 10 日の教授会における申立人の発言に対し、同教授会後に構内の廊下において他の教員等のいる前で「何だ、あれは。」と大声で罵倒した行為がそれぞれ存しており、これらの事実に鑑みるならば、貴殿が日常的に申立人に対して高圧的な態度をとり続けていたと認められます。また、6) 平成 15 年 6 月から平成 16 年 3 月にかけてのマット研究の件に関して、貴殿は申立人に対して当該研究から下りるように要求しており、前記のとおり貴殿から日常的に高圧的な態度を取られ萎縮させられていた申立人としては、やむを得ずこの要求に従わざるを得ず、当該研究から外れることを余儀なくされたものと認められます。

これら 1) 乃至 6) に記載した貴殿の申立人に対する一連の言動は、申立人の人格権ないし個人の尊厳を傷つけるものであり、また、学問の自由及び表現の自由を侵害するものであって、申立人に対する人権侵害に該当すると言わざるを得ません。

ついては、貴殿におかれては、上記の問題を自覚され、今後、大学教員の大学における研究活動の自由、名誉、人格権などの各人権を十分に尊重した対応に努められるよう勧告いたします。

(別紙)

勧告の理由

第 1 申立人の人権救済申立の内容

申立人の本件人権救済申立に係る主張内容は以下のとおりである。

1 申立に至る経緯

申立人によれば、平成 15 年 4 月に開学した福岡県立大学●●学部において、開学以来、●●教授によって、同学部の研究者に対して所謂アカデミックハラメントがなされてきた。このため、申立人は、他の被害教員らと共に、平成 16 年 3 月、同大学内の「差別と人権委員会」に人権被害の申立をなし、同委員会の調査結果が同年 12 月に出された。しかし、その間、大学側による被害者保護についての具体的な対策は取られることなく、上記申立行為に不服の●●教

授による報復行為が連続し、申立人はストレスによる適応障害のため病気療養を余儀なくされた。また、申立人は、大学の調査委員会の調査内容、結果について開示を求めたが、十分な開示はなされることはなく、その後大学が平成16年12月28日に●●教授及び●●学部長に対して行った処分内容においては、申立人に対する人権侵害は認められず、ただ●●教授に対しては「不適切な行為等に鑑み、文書による嚴重注意」、●●学部長に対しては「学部長としての管理責任を問い、口頭による嚴重注意」がなされたにすぎなかった。却って同大学では、上記事件が学外へ知れたことをきっかけに、学内の情報の外部への情報漏洩の再発防止を企図し、「内部告発防止」を数回にわたり討議、検討する動きがあった。このようなことから申立人は、もはや同大学はアカデミックハラスメント等の人権侵害に対処・撲滅等、内部処理しうる自浄能力が欠如していると考え、本件人権救済申立に及んだものである。

2 申立人の主張する人権侵犯行為

(1) ●●教授による業務に対する不当介入、嫌がらせ行為（第1の事実）

平成15年4月8日、福岡県立大学新入生合宿研修において、申立人は新入生に対して、カリキュラムのオリエンテーションを実施したがこの申立人の説明の際中、●●教授は「そんな説明のしかたではだめだ」と罵り、オリエンテーションを妨害した。この際、●●学部長は、この●●教授の行為を問題視し、●●教授を退席させた。しかしながら、●●学部長は●●教授を戒めるどころか、逆に申立人に●●教授に対する謝罪を命じた。

(2) ●●教授による業務に対する不当介入、嫌がらせ、侮辱行為（第2の事実）

●●教授は、同年5月初頭、●●学部講座責任者会議の席上で、●●教員に対して、科研申請書式「ラテフ」のフォーマットを「俺が指導してやる」等、高圧的かつ侮辱とも取れる発言をした。この際、申立人が、●●学部長に対し、「ここは病院とは違い●●学部なのだから、医者だからといって●●教授の上記のような言い方はおかしい」との趣旨の意見を述べたところ、

●●学部長は●●教授に対し、「ここは●●学部なので医師が上から指導してやるというような印象を与えるような言動はしないように」との注意を行った。

これに対し、その後、●●教授は、平成15年5月16日、●●学部の全教員に対してメールを送信した。そのメールの内容は、概略、「最近●●を馬鹿にしているともっぱら評判の●●です。一因は、どうも、某会議で、科研費のラテフ(Latex)のフォーマットを教えてあげるといったのが、『冗談じゃないわよ。科研費のフォーマットを教えるだと、馬鹿にしないでよ、なにさまのつもりよ』と某先生方がえらいかちんときたらしいです。」という書き出しで始まり、ラテフのフォーマットを教えてあげるといったのが誤解されたと説明し、ラテフを使用した実例を示すというものであった。

その後、●●教授は、申立人に対して、あらゆる会議の席上で、抑圧する言動が目立ってきた。また、●●教授は、同教授の講座に属する●●講師が、申立人が委員長を務める●●委員会の会議が講座会議と日時が重なったため予め●●教授に許可を得て●●委員会の方に出席していたにもかかわらず、委員長である申立人が依頼して●●講師を呼び出したことを捉えて、申立人に対して「講座員の呼び出しは今後一切受け付けない」等、再三に亘り抗議のメールを送りつけ、謝罪を要求した。

さらに、同年6月から7月にかけて●●教授から、申立人に対して、誹謗中傷のメールが続いた。

(3) ●●教授による名誉毀損行為(第3の事実)

申立人は、●●教授の講座との共有備品等を自らの講義に有効活用する目的で備品リストを事務局から入手した。申立人は、調査の結果、同年9月9日、●●教授が申立人に対して渡した「学部内共有備品リスト」に900万円近い数々の備品が抜け落ちている事実を同教授に指摘した。ところが、この備品管理態様を指摘した申立人の行為に対して、同教授から「不正アクセス」

であると問題視された。

その後、この問題に関して招集された●●学部運営委員会の席上において、他の委員の面前で、●●教授は、申立人に対して、「何をしでかすかわからない、倫理にももとの人物である。殺人さえ犯しかねない危険人物。このような人間が●●●●委員長の職にあるのは不当であるのであらゆる役職からおろすべき」と述べた。その際、●●学部長は、この発言を抑止せず、放置し黙認している状況であった。

この件で、申立人は、●●教授から不当な謝罪要求をされた。さらに●●学部長から懇願され、不本意ながら●●●●委員長から降りる提案に従わざるを得ない状況に追い込まれた。

(4) ●●教授による公的な場における名誉毀損行為、表現行為抑止（第4の事実）

平成15年12月10日、●●教授が、学内の管理職ポストの構成の件について、会議の席上、●●学長を吊し上げることがあった。その際、申立人は会議の流れを変えようと、●●教授が提案した●●学部と●●学部の2学部でポストを平等に配分する案に疑問を投げかける旨の発言をした。これに対し、●●教授は、同教授会終了後、周りに教員や学生がいるにもかかわらず、申立人に対して、「お前のあの発言はなんだー！お前が●●学部を二分しとる！」と罵倒した。また、●●学部長は、この件に関し、申立人に対して、「教授会で学部の運営方針に逆らう発言をした」、「教授の役割を果たしていない」等と直接、間接に非難した。

(5) ●●教授・●●学部長による研究妨害・名誉毀損・集团的嫌がらせ行為（第5の事実）

申立人の「床ずれ予防マットの開発」研究に対する貢献度を評価した●●●●●●から、申立人個人に対する研究寄付金の申し入れがあり、また●●●●新聞紙上において申立人の評価研究の内容が大きく報道された。

これに対し、●●教授及び●●学部長は、実験内容を正當に吟味しないまま、「データの信憑性が低い」、「エビデンスのないことを過剰に言っている」、「いい加減なデータでものを言うことは学者生命を危うくする」等と述べて、申立人に同研究から降りることを強要した。更に、●●学部長は、申立人に対し、新聞社に「信頼性の低い研究データに基づく不当な記事」として抗議をして謝罪と修正を求めるよう要求した。また、●●学部長は、平成16年3月4日、講座責任者会議の席上で、前記研究結果の一部を引用した新聞記事とパンフレットに関し、「弟の弁護士に相談したら、セールストークの範囲を逸脱すれば詐欺罪にあたると言っていた」と述べ、あたかも申立人の研究が詐欺行為であるかのような印象を会議メンバーに与えた。加えて、●●学部長は、申立人の研究に対して企業として助成したいという●●●●●●の部長に対して、「賄賂性が強い寄付金を●●氏に出してもらったら困る。●●氏個人でなく、●●学部への寄付金なら受け取る。」と電話で対応し、結局、●●●●●●は申し出を取り止めた。

このような状況下で、申立人の研究継続、研究寄付金取得、●●学部長紀要への論文掲載は不可能となり、研究活動は妨害された。

(6) 人権侵害申立後の二次被害（第6の事実）

ア 被害者保護などに関する大学の無策

上記態様の行為は、●●●助教授、●●講師、及び●●●講師にも向けられ、このため、平成16年3月17日、申立人を含む4名が福岡県立大学の中に設置された「差別と人権委員会」に対して、●●学部長、●●教授による人権侵害の申立を行った。

平成16年3月5日、福岡県立大学●●学長により、全教職員にたいして、「アカハラ撲滅宣言文」が発されることとなった。その中では、「被害者の保護」「加害者に対する断固たる措置」「事実の公表」が約束されていた。しかしながら、その後、●●教授による●●●助教授、●●講師に対

する授業妨害・研究妨害等二次被害が頻発し、両教員は退職に追い込まれ、
●●●講師も申立を取り下げるに至った。

イ ●●教授による教授の自由・研究発表の自由に対する侵害、名誉毀損行為

平成16年11月、●●教授は、親しい学生を利用して、申立人がその学生が母子家庭であることを授業で指摘したとしてアカデミックハラスメントを捏造し、会議の席で問題視し、捏造事実をもとに申立人の名誉を毀損し、申立人の授業内容の変更を強要した（二次被害）。

第2 当委員会の認定した事実

1 第1の2(1)（第1の事実）について

平成15年4月8日、福岡県立大学新入生合宿研修において、申立人は、新入生（全80名）に対してカリキュラムオリエンテーション（全体）を実施した。●●学部長からの聴取によれば、申立人の説明の際中、●●教授は「そんな説明のしかたではだめだ」と何度も介入した事実が認められ、また、●●学部長が、●●教授に席をはずすよう命じ、申立人に説明を続行させたとの事実が認められる。

2 第1の2(2)（第2の事実）について

平成15年5月初頭、●●教授は、●●学部講座責任者会議の席上で、●●教員に対し、科研費申請書式「ラテフ」のフォーマットについて、「指導してあげる」という趣旨の発言をした。●●学部長の回答書によれば、申立人が、●●学部長に対し、ここは病院とは違い●●学部なのだから、医者だからといって●●教授の上記のような言い方はおかしいとの趣旨の意見を言い、●●学部長は●●教授に対し、ここは●●学部なので医師が上から指導してやるというような印象を与えるような言動はしないように注意したとの事実が認められる。

その後、平成 15 年 5 月 16 日、●●教授は、●●学部の全教員に対し、「最近●●を馬鹿にしているともっぱら評判の●●です。一因は、どうも、某会議で、科研費のラテフ（Latex）のフォーマットを教えてあげるといったのが、『冗談じゃないわよ。科研費のフォーマットを教えるだと、馬鹿にしないでよ、なにさまのつもりよ』と某先生方がえらいかちんときたらしいです。」という書き出しで始まる、ラテフのフォーマットを教えてあげると言ったのが誤解されたと説明して、ラテフを使用した実例を示した内容のメールを送った。

申立人は、平成 15 年 6 月ころ、2 回にわたり、●●教授の講座に属する●●講師に●●委員会の業務を依頼したが、いずれもその業務の時間が、講座会議と重なった。●●教授は、2 回目の業務につき、申立人に対して、「講座員の呼び出しは（困る）今後一切受け付けない」等のメールを送った。そして、同年 6 月から 7 月にかけて、●●教授から申立人に対して、「公の場でやりますよ」等のメールの送信が続いた。

この点、●●講師から申立人に宛てた平成 15 年 6 月 26 日のメールによれば、●●教授は、いつもは、講座会議と委員会の仕事が重なったら委員会の仕事を優先していいと言っており、2 度目の呼び出しのときも、●●講師が●●教授に講座会議を 30 分ほど中座させてほしいと頼むと、迷惑そうであったが、結局、ゆっくり戻ってきていいと言ったとの事実が認められる。

3 第 1 の 2 (3) (第 3 の事実) について

申立人は、●●教授に対して、同教授の講座との共有備品リストを提出してくれるよう要請していたが、同教授からなかなか提出してもらえなかったため、共有備品リストを事務局から入手した。また、申立人は、共有スペースである実習室の鍵の管理を共同でさせてほしいと●●教授に要請していたが、断られたため、必要な場合は会計課から合い鍵を借りて入った。

平成 15 年 9 月 9 日、申立人は、備品に関する話合の席で、●●教授が申立人に対して渡した「学部内共有備品リスト」に 900 万円近い備品が抜け落ちて

いる事実及び同教授の私物を置いている事実を、同教授に指摘した。同教授は、私物等をマスターキーの不正利用によりチェックされたとして、申立人の行為は問題であると発言した。

この問題に関して招集された●●学部運営委員会の席上において、●●学部長及び他のメンバーが、申立人の調査の方法等の不相当について謝罪が相当である旨申立人を宥めたところ、申立人は、今のところは謝罪などはもうする必要がないからやりませんという趣旨のことを述べた。これに対して、●●教授は、申立人に対し、「殺人もしかねない」、「あらゆる役職から下ろすべき」等と発言した（この点については、●●教授からの回答書では、目的のためには手段を選ばない例えとして、「殺人もしかねない。」と言ったとされる）。この際、●●学部長は、この●●教授の発言を抑止することはなかった。

その後、申立人は、●●学部長に、自分は役職を降りてもいい旨のメールを送った。●●学部長は、申立人を●●委員長から解任するよう運営委員会に提案し、申立人は同委員長の職を解任された。この点について、平成16年3月1日に申立人が申立人と●●学部長の会話を録音したテープによれば、申立人が「●●教授が納得しなかったので委員長を下りた。」と言ったのに対して、●●学部長が、「あれは、そうでした。」と答えている内容を確認することができる。また、同じテープによれば、●●学部長が、●●教授のような言い方をすると、申立人であっても他の人であっても意見が言えなくなるので問題がある、と述べていることが確認できる。

また、●●学部長からの聴取によれば、同人は、●●委員会の代表として申立人に文書による謝罪を要求したが、現在ではやりすぎだったと思っている旨述べている。

4 第1の2(4) (第4の事実) について

平成15年12月10日の教授会で、大学の学生部長と図書館長ポストを●●部と●●学部からどのように選出するかの件につき、●●教授が、●●学

人は、●●●●●●●●●●に対して、「賄賂性が強い寄付金を申立人に出してもらったら困る。申立人個人でなく、●●●学部への寄付金なら受け取る」と電話で対応し、●●●●●●●●●●は、結局、寄付することを断ったとの事実が認められる。

また、●●●学部長は、申立人が予備実験の経過発表を紀要に載せる申出をしたのに対し、これを断わったことを認めている。申立人は、申立人の講座で話し合った結果、この研究の発表を学部の紀要に出すことは見合わせ、他に出す予定で検討することとしたという趣旨のメールを、平成16年1月16日、●●●学部長に送った。これに対し、●●●学部長は、申立人に対して、平成16年1月19日のメールで、この研究について、「●●●先生は立場上表立っての行動は控えていただきます。学部長としてのお願いもしくは命令と受け取っていただいて結構です。」と伝えた。

その後、平成16年2月8日付●●●新聞朝刊において、「県立大●●●学部の●●●●●●●教授は、『利用者の脳波測定による快適性の評価、発汗量によるストレス度測定などの結果は格段に向上している。』と評価する。」という内容の記事が報道された。この報道に接し、●●●教授及び●●●学部長は、実験内容に対する評価としては、「データの信憑性が低い」、「エビデンスのないことを過剰に言っている」、「いい加減なデータでもの言うことは学者生命を危うくする」等述べ、更に●●●学部長は、申立人に対し、「信頼性の低い研究データに基づく不当な記事」として新聞社に抗議をして謝罪と修正を求めるように言った。これらの事実は、●●●学部長からの回答書及び●●●教授からの回答書によって認められる。

そして、●●●学部長からの聴取によれば、●●●教授は、この研究から申立人をはずした方がいいという意見をかなり強く言い、●●●学部長は、申立人に対して、研究については表に出ずに後方支援にまわるよう要請したことが認められる。

●●学部長及び●●教授の回答書によれば、平成16年3月4日、●●学部長が、講座責任者会議の席上で、研究結果の一部を引用した新聞記事とパンフレットに対し、「弟の弁護士に相談したら、セールストークの範囲を逸脱すれば詐欺罪にあたると言っていた。」という趣旨の発言をしたことが認められる。

●●教授から当委員会に提出された議事録様の文書によれば、平成16年3月9日、●●学部長と学長と上記研究を共同でしているNPOの理事長である●●教授の三者で話合がなされたが、学長と●●教授は、この新聞記事について問題があるとは思っていないと言い、これを受けて、●●学部長は、学部としては、新聞社にクレームをつけることはしないが、今後、この研究に●●学部は関知せず、申立人が研究を続けるのであれば、個人として参加するよう要請することにしたと記載されている。

6 第1の2(6)(第6の事実)について

平成16年3月17日、申立人と●●●助教授、●●講師及び●●●講師の4名は、福岡県立大学「差別と人権委員会」に、●●学部長、●●教授による人権侵害の申立を行った。

平成16年3月5日、福岡県立大学●●学長により、全教職員にたいして、「アカハラ撲滅宣言文」が発された。その中では、「被害者の保護」「加害者に対する断固たる措置」「事実の公表」が約束されていた。

その後、●●●助教授及び●●講師は退職し、●●●講師は申立を取り下げた。

7 申立人のその後の状況

平成16年7月20日の診断書によれば、申立人は、平成16年6月9日より●●●病院心療内科に通院を始め、「抑うつ状態」と診断されている。

平成16年12月14日の診断書によれば、申立人は、「適応障害」で1ヶ月の自宅療養を要すると診断され、平成16年12月13日より病欠欠勤した。

平成17年1月6日の診断書によれば、申立人は、平成16年12月21日より

●●病院に入院した。同日には、「ストレスからの解放が必要」と診断されている。そして、3週間入院した後、自宅療養を経て、平成17年1月31日に職場復帰した。退院時のサマリーには、アカデミックハラスメントにより、心身ともに疲れきって適応障害をおこした例と記載されている。

しかし、平成17年2月14日より、また病欠勤務し、平成17年2月17日の診断書によれば、2ヶ月間の自宅療養を要するとされ、2ヶ月間病欠勤務している。その後も通院し、結局、申立人は平成18年5月に大学を退職した。

8 福岡県立大学による処分の内容

申立人らの前記申立を受けて、福岡県立大学は、学内の教職員7名による調査委員会を設置して調査した。

その結果、同大学は、●●教授に対しては、●●教授と申立人の両者が教授という同じ階職にあったこと、申立人に反論ないし反批判の機会がなかったわけではないことを勘案し、申立人の人格を著しく傷つける結果となったとまでは言えないとして、申立人の申立に関しては●●教授を処分しなかった。ただ、同大学は、大学に対して人権救済申立をした他の申立人に対して●●教授による不適切な行為があったとして、同教授に対して文書による厳重注意処分をした。

また、同大学は、●●学部長に対しては、申立人が反論や意見を言う機会は抑圧されてなく、申立人の共同研究は中断されることなく継続されたので、申立人に対する人権侵害があったとは言えないし、不適切な行為でもないとして、申立人の申立に関しては同学部長を処分しなかった。ただ、同大学は、同学部長が、●●教授に関してだけでなく学部全体の民主的な運営が十分ではないと判断して、学部長としての管理責任を問い、口頭による厳重注意処分とした。

結局、●●教授の行為も●●学部長の行為も、申立人に対する人権侵害とも不適切な行為とも認められないということであった。

第3 大学内部問題に対する人権擁護委員会の審査可能性について

もとより、憲法 23 条に保障された学問の自由のコロラリーとして各大学には大学の自治が存するところであり、これに対しては最大限の尊重がなされるべきであるから、本件の如き大学等の内部問題に関しての外部からの審査等は極力慎重な態度で臨まなければならないことはいうまでもない。

そこで、ここにおいて本件について当会の人権擁護委員会の審査の対象となしうるか否かという論点について検討することとする。この検討に当たっては、大学内部の問題について司法審査ができるか否かに関する裁判例が参考になると考えられる。この点について、判例は、一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題は司法審査の対象から除かれるべきであると判断しているが（最高裁昭和 52 年 3 月 15 日第 3 小法廷判決）、換言すれば、一般市民法秩序と直接の関係を有する問題については司法審査の対象となると理解されていると考えられる。例えば、東京地裁平成 15 年 7 月 15 日判決は、私立大学において、上司である教授が助教授に対して、文書配布及び忘年会や職員会議での発言による嫌がらせや退職強要行為をしたことについて、衆人環視の下でことさらに侮辱的な表現を用いた名誉毀損行為で違法性の高いものであるとして、その教授と大学の不法行為による損害賠償責任を認めているところである。

かかる観点から本件について検討するならば、本件も、申立人の名誉ないし人格権を毀損されたこと及び研究を妨害されたこと等が問題となるものであり、いずれも市民的自由の侵害の有無が問題となる事案である。そして、本件では、先に認定したとおり、申立人に対する威圧的言動や名誉毀損行為などの侵害行為が継続的に繰り返されており、また、その結果、申立人は、研究活動を大きく制約され、論文をまとめることもできなかったとの事実が発生している。さらには、申立人は、心療内科において抑うつ状態あるいは適応障害と診断され、入通院による改善もなく結局、平成 18 年 5 月には大学を退職する途を選択しており、その結果は重大である。

以上のことから、本件は、「一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題」にとどまるものとは評価できず、弁護士会の人権擁護委員会の審査の対象ともなしうる事案であると判断される。

第4 当委員会の判断

1 ●●教授の言動に対する評価

当委員会の認定に寄れば、●●教授の申立人に対する言動として、1) 平成15年4月8日、申立人が学生に対して行っていたオリエンテーションへの再三の介入行為、2) 平成15年5月16日、ラテフ（科研申請書式）に関連して申立人を馬鹿にした内容のメールを●●学部の全教員へ送信した行為、3) 平成15年6月頃、申立人が、●●教授の講座に所属する●●講師を●●委員会の業務のために呼び出したことに関して、申立人に対して再三にわたり抗議した行為、4) 平成15年9月頃の共有備品リストの件に関して、申立人に対して「殺人もしかねない。」及び「あらゆる役職から下ろすべき。」と発言した行為、及び、5) 平成15年12月10日の教授会における申立人の発言に対し、同教授会後に構内の廊下において他の教員等のいる前で「何だ、あれは。」と大声で罵倒した行為がそれぞれ存しており、これらの事実を鑑みるならば、●●教授は、日常的に、申立人に対して高圧的な態度をとり続けていたことを認めることができる。

また、6) 平成15年6月から平成16年3月にかけてのマット研究の件に関して、●●教授は申立人に対して当該研究から下りるように要求しており、前記のとおり●●教授から日常的に高圧的な態度を取られ萎縮させられていた申立人としては、やむを得ずこの要求に従わざるを得ず、当該研究から外れることを余儀なくされたものと認められる。なお、このマット研究の件に関しては、前記の通り、研究データの信頼性などが●●教授らによって問題とされたことが認められるが、結局、当時の学長や●●教授は、新聞記事の内容について

て問題と感じていなかったのであるから、そもそも申立人の研究方法に介入すべき問題はなかったものと考えるのが相当であり、したがって、●●教授の行為は過度の干渉であり許されないものであったという結論を左右するものではない。

このように、これら1)乃至6)に記載した●●教授の申立人に対する一連の言動は、申立人の人格権ないし個人の尊厳を傷つけるものであり、また、学問の自由及び表現の自由を侵害するものであって、申立人に対する人権侵害に該当すると言わざるを得ない。

2 本件を考える上で検討すべき若干の論点について

(1) 教授会の裁量権との関係について

本件に類似する事件についての最高裁判例として、琉球大学医学部の助教授が、同学部の教授からの嫌がらせ、及びこれに対して同学部並びに同大学が何らの対応をしなかったことについて、同教授及び国に対し損害賠償を請求した事件が存する。この事件の高裁判決（平成15年11月13日福岡高等裁判所那覇支部）は、「第一審原告は、大学において教育研究に携わる教員を特定の講座の講義や実習の担当からすべて外すのは当該教員の学問の自由に対する侵害であると主張する。しかしながら、大学の教員が学部からの不当な圧力や妨害にさらされずに教育研究活動を行うべき自由が保障されるべきことは第一審原告主張のとおりであるとしても、このことから直ちに、特定の教員が特定の講座における講義・実習を担当する権利ないし法的利益を有することが導きだされるものではないから、特定の教員を特定の講座の講義・実習の担当から外すことが直ちに当該教員の教育研究の自由の侵害に当たるとの第一審原告の主張は採用できない。」と判断し、特定の講座における講義・実習等のカリキュラムの内容及びその担当については教授会の判断に広範な裁量が認められるとして、結局、この事件では裁量の範囲内とした。また、同学部紀要への業績掲載の妨害については妨害の事実が認められない

と認定し、最高裁もこの結論を認容した。

しかし、本件は、講義・実習の担当の問題ではなく、研究自体への妨害の有無の問題であり、しかも教授会がその裁量権を行使した事案でもない。この点、前記最高裁判決によって維持された高裁判決も「大学の教員が外部からの不当な圧力や妨害にさらされずに教育研究活動を行うべき自由が保障されるべきこと」を認めているところ、ここで「外部」というのは、当該教員以外のものを指すのであり、大学の外部だけではなく、大学の内部においても研究を妨害することは許されないと解される。したがって、本件においては、講義・実習の担当決定に関する場合のような大学側の裁量は認められないというべきであるから、大学乃至教授会の裁量権が結論に影響することは考えられず、●●教授及び●●学部長の前記各行為が申立人の研究を妨害したものと評価すべきであるとの結論は左右されない。

(2) 加害行為者と被害者との地位の格差の有無について

前記最高裁判決や前記平成15年7月15日東京地裁判決の事案では、加害者が教授で被害者が助教授であり、両者間に地位の格差がある。また、一般的に大学内でのセクシャルハラスメントあるいはアカデミックハラスメント事案においては、その判断をなす上において当事者間の地位の強弱が意識されている（平成17年4月26日東京地裁判決は教授対学生、同15年11月26日東京高裁判決は教授対非常勤講師のケースであった）。

この点、本件においては、●●教授と申立人はいわゆる職階上は同じく教授の職にあり、形式的には地位の格差が存しない。そこで、この場合にアカデミックハラスメントが認められるかが問題となる。しかし、上記の各裁判例などの判断において当事者間の地位の格差の存在が意識されているのは、実態として「命令し従わせる強者・加害者」は学内の上位に位置するのが通常であり、「命令され従わされる弱者・被害者」は下位の地位にあるのが通常であることから形式的地位を上下関係の判断のメルクマールの一つとして

いるに過ぎないと解される。したがって、紛争当事者間の上下関係の判断に当たっては、当然のこととして、単に形式面に囚われることなく実態に即した判断がなされるべきは当然である。

そこで、本件に関して判断するに、確かに、申立人（被害者）も相手方（加害者●●教授）も同じく教授であり、形式的には地位の差はない。しかしながら、相手方●●教授は医師資格を有するのに対し、他方申立人は看護師出身ということから、社会において従来から言われる医師と看護師の立場の違いが背景として存在しているとするべきであるし、また両者の教授歴についてみても相手方●●教授の方が長く教授の地位にあった。また、本件における一連の経緯に鑑みると、学部長として両者の上位に位置する相手方●●学部長は相手方●●教授を支持する立場をとるに至っており、相手方●●教授の学部長との距離は近かったといえる。更に、結果的に見ても、相手方●●教授は学内に留まり、他方申立人は大学を去る形となっている。

以上の諸点を考慮すれば、実態として、申立人と相手方との間には、実質的な地位及び強弱において格差が想像以上にあったと認めざるを得ない。したがって、本件において形式的に地位が同格であったからといっていわゆるアカデミックハラスメントを否定することは相当ではない。

第5 結論

以上の次第であり、●●教授については、前記の通り申立人に対する人権侵害行為が認められるから、勧告（侵害者又はその監督機関等に対し、人権擁護委員会の意見を通告し、改善処置をとるよう要請するもの）を相当と思料するものであり、●●教授に対し、本件の一連の問題を自覚し、大学教員の大学における研究活動の自由、名誉などの人権に十分配慮した対応及び方策を講じるよう努めることを要請する内容の勧告を行うことが妥当であると考える。

以上